

# 《記入例》

## 〇〇〇△△△共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の工事を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 高槻市発注の \_\_\_\_\_ 工 事 名 \_\_\_\_\_

(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「当該工事」という。)の請負。

(2) 前号に付帯する工事。

(名称)

「・」もしくは空白は使わない

第2条 当共同企業体は、〇〇〇△△△共同企業体 (以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を \_\_\_\_\_ 代表者の所在地 \_\_\_\_\_ に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

裏面と同じ年月日

第4条 当企業体は、令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に成立し、当該工事の請負契約の履行後4か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の規定に関わらず、当該工事を受注できない場合は解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇〇株式会社

株式会社△△△

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 \_\_\_\_\_ 代表者の会社名 \_\_\_\_\_ を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、当該工事に関し、当企業体を代表して見積・入札及び請負代金の請求・受領を行う権限並びに発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次に定めるところによるものとする。

ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇〇株式会社 \_\_\_\_\_ %

株式会社△△△ \_\_\_\_\_ %

代表者の出資比率は、構成員の出資比率を下回らないこと。  
構成員の出資比率は、30%以上であること。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、当該工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、当該工事の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

